

2022年5月	
第6回 AI・人工知能 EXPO 国内	
第2回 アカデミックフォーラム	
会期: 2022年5月11日[水]~13日[金]	会場: 東京ビッグサイト
主催: RX Japan 株式会社 旧社名: リード エグジビション ジャパン	

2022年10月	
第3回 AI・人工知能 EXPO 国内	
第2回 アカデミックフォーラム	
会期: 2022年10月26日[水]~28日[金]	会場: 幕張メッセ
主催: RX Japan 株式会社 旧社名: リード エグジビション ジャパン	

発表契約書

私(発表者)は、上記展示会の展示ブースをRX Japan株式会社(主催者)宛に申し込みます。本契約書に私ならびに主催者の両者が署名することにより、私と主催者との間に展示ブースおよびそれに付随する下記項目に関する契約が成立すること、また、本契約書2ページ目に記載された展示会規約および主催者が必要と認めるその他の追加規約を遵守することに同意します。

契約年月日 年 月 日

機関名(和文) 印

同 (英文)

契約者氏名 印 所属 役職

所在地 〒

TEL: FAX: E-mail:

ご契約者のほかに連絡などの取りまとめ代表者がいる場合は、下記にもご記入ください。

担当者氏名 所属 役職

所在地 〒

TEL: FAX: E-mail:

◎ 発表料金

2022年5月 春展	
①申込枠数	
枠 × (単価) ¥ 100,000 = ¥	
※発表料金には口頭発表(30分間)、ポスター展示ブースが含まれます。 ※ブース位置、ブース番号、発表時間割は別途確定のご連絡をいたします。	
②消費税抜小計金額	¥
③消費税込合計金額(②×1.10)	¥

2022年10月 秋展	
④申込枠数	
枠 × (単価) ¥ 120,000 = ¥	
※発表料金には口頭発表(30分間)、ポスター展示ブースが含まれます。 ※ブース位置、ブース番号、発表時間割は別途確定のご連絡をいたします。	
⑤消費税抜小計金額	¥
⑥消費税込合計金額(⑤×1.10)	¥

◎ 支払スケジュール 契約書受理後お送りする請求書に記載しております期日までに、消費税込合計金額をお支払いください。

- ※お支払方法は、銀行振込みのみとし、小切手、手形等によるお支払いはお受けできません。
 ※解約条項については、2ページ目展示会規約に準拠します。
 ※本契約書をプリントアウトのうえ、記名捺印し本契約書(1ページ目および2ページ目両方)を下記宛にお送りください(捺印後の用紙をコピーし、申込者控として保管してください)。主催者が署名し、コピーを申込者にご返送いたします。
 ※契約のご解約の場合は、春展は2022年1月10日、秋展は2022年6月25日までは出展料の40%、その後は全額を解約料として徴収させていただきます。

● 送付先: RX Japan株式会社 〒163-0570 東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル18階 TEL: (03) 3349-8507

主催者記入欄	
年 月 日上記の申込みを受理いたしました。	申込者コード【春展】 担当
RX Japan株式会社	申込者コード【秋展】 担当
事務局長:	消費税込合計金額 ¥

展 示 会 規 約

発表資格 発表者は大学・国公立研究所に所属し、所属する機関における研究成果の発表のみを目的とする研究者（発表する研究に従事している研究者）に限る。主催者が企業・製品のPRとみなす内容の発表は禁止する。

また、主催者は発表内容が展示会趣旨に適するか否かを判断し、理由の如何に関わらず発表申込を拒否する権利を有する。また開催期間中、事務局が適切でないと判断した発表者を理由の明示の有無に関わらず排除する権利を有する。その場合主催者は発表者に対して、残余開催日数を基盤として日割計算された発表料金を払い戻しする以外の責任は負わないものとする。

展示 発表者は、装飾物などいかなるものも、割り当てられた展示ブースの範囲を越えてはならない。また、通路・ラウンジ等、自身展示ブース以外での宣伝・勧誘を禁ずる。

展示要員 主催者は、展示要員の態度および服装が容認しうるものであるかどうかを決定する権利を有する。

展示放棄の禁止 展示会会期中に主催者の許可を得ずに、ポスター展示ブースのポスターを撤去すること、およびブースを無人のまま放置することを禁止する。発表者もしくは代理人が、各ポスター展示ブースにつき少なくとも1人常駐するものとする。

資料の配布 発表者は、自身展示ブース内で自由にパンフレットや広告用印刷物を配布することができる。ただし、配布物の内容は、研究発表に関するものに限られる。なお、この配布および配布物により生ずる一切の責任は発表者が負うものとし、主催者はその責任を負わないものとする。

展示会公式カタログ／ディレクトリ情報

①**ディレクトリ情報の公表** 発表者は、自身が登録した公開用の発表者および研究発表情報等（以下、ディレクトリ情報）を、主催者が展示会ウェブサイト、展示会公式カタログ、本展および関連業界に係るその他の展示会要覧上に公表することについて、電子媒体、紙媒体その他媒体の種類にかかわらず、これを承認するものとする。また、主催者の判断によって、ディレクトリ情報の全部または一部が公表されない場合があることも承認するものとする。

②**ディレクトリ情報の登録** 発表者は、展示会ウェブサイト上に自身のディレクトリ情報を自ら登録しなければならない。発表者は、発表者名、ロゴ、アートワーク、その他ウェブサイト上の記載内容が第三者の知的財産権を侵害せず、且つ名誉毀損、誹謗中傷、卑猥・猥褻その他違法な内容を含まないことを保証するものとする。発表者は、ディレクトリの内容について主催者の免責に同意し、上記保証に反したことにより主催者が被ったいかなる損害、逸失利益、評判の毀損、要求、費用について、その理由如何にかかわらず、その全額を賠償することに同意する。また、発表者が展示会ウェブサイト上にディレクトリ情報を登録しなかった場合、主催者は発表者に代わって発表者情報を入力することができるものとし、この場合も発表者は主催者にいかなる責任も問わないものとする。

③**ディレクトリ情報の責任** 主催者は、展示会ウェブサイト、展示会公式カタログ、その他の展示会要覧の編纂によって生じたあらゆる不作為、誤引用または誤譯について、電子媒体、紙媒体その他媒体の種類如何にかかわらず、いかなる責任も負わないものとする。また、万が一、ディレクトリ情報を第三者が無断で転載、複製、流用した場合でも、主催者は一切責任を負わないものとする。

求人を目的とする展示の禁止 人材募集のための展示およびいかなる種類であれ、求人のための活動は一切禁止される。

安全および消防法規の遵守 発表者は、本展示会場に適用される全ての安全および消防法規を遵守しなければならない。また、通路および緊急避難口は、人および所有物で塞がないようにし、展示ブース外に所有物の置き場所を設けることは禁止される。

騒音基準の遵守 音を発生させる場合、発表者は、他の発表者に迷惑にならないよう、主催者が規定する騒音基準を遵守しなければならない。規定された騒音基準を遵守しない場合、主催者は、研究発表、または発表者あるいは代理人を拒否し、排除する権利を有する。

写真・映像・音声 本展示会の写真・映像および音声を撮影・記録し、使用する権利は主催者が有する。自身の写真・映像撮影および音声の録音を希望する発表者は、主催者の承諾を得てから行うものとする。

口頭発表時間割・ポスター展示ブース位置の決定 口頭発表時間割・ポスター展示ブース位置の決定権は主催者が有する。また、主催者は、来場者整理の都合上、または展示効果向上のために、展示ブース図面を変更し、それに関してブースを再割当てする権利を有する。

知的財産権に関して 主催者は、発表内容の知的財産権（特許・実用新案・意匠・商標・育成者権・著作権）の保護および侵害に関していかなる責任も負わないものとする。

他人の知的財産権等を侵害しているか、または他人の研究を模倣した研究発表の禁止 発表者は、①日本もしくは外国における他人の知的財産権、もしくはその出願を侵害しているか、またはそのおそれがある研究および②本展示会の開始前にすでにいずれかの国で発表されたおそれのある研究内容を、本展示会で発表することはできない。主催者は、発表者に対してなら責任を負うことなしに、上記①、または②の範囲に属する研究に該当すると主催者が合理的に判断した研究に関する資料の全部、または一部を本展示会場から撤去し、これら資料を自らが決めた場所に本展示会が終了するまで発表者の費用で保管する権限ならびに前述の研究内容を展示していると主催者が合理的に判断し

た発表者および代理人の本展示会場への入場を拒否し、または本展示会場から排除する権限を有するものとする。

発表契約の解約 発表者の発表契約の解約は、書面によって行うものとする。発表契約の解約の場合、主催者は展示会開催初日の4か月前の日前までの解約に対しては発表契約書記載の消費税込合計金額の40%、その後の解約に対しては全額を解約料として徴収する。主催者は、徴収した解約料に関係なく、解約された発表時間割およびポスター展示ブースを自由に再割当てする権利を有する。解約された発表時間割およびポスター展示ブースが、その後、別の発表者に割当てられた場合でも、また、本契約書による契約が展示会開催初日の4か月前の日後になされた場合でも、発表者は解約料の支払義務を免除されないものとする。

展示会開催初日の2か月前の日後に発表契約を解約した場合、主催者が必要でないと認めない限り、発表者は展示ブース内に人員を1名以上配置しなければならない。

転貸 発表者は主催者の書面による明示的承認がなければ、本展示会での発表資格を他人へ譲渡、貸与等を行うことはできない。

出展の拒否 発表者は、展示が常に主催者が定める本展示会規約に合致するようにしなければならない。主催者は、理由の如何にかかわらず、研究発表、または発表者あるいはその代理人を拒否し、排除する権利を有する。理由を明示しない場合といえども、主催者は発表者に対して残余展示日数を基盤として日割計算した発表料金の払戻しをする以外は責任を負わないものとする。もし、研究発表または発表者が、本展示会規約の違反により、または他の明確な理由によって排除される場合には、発表料金は返済されないものとする。

入場の拒否 主催者は、発表者および来場者に対し、本展示会における安全確保のため、またはその他の理由により、主催者が必要と認めた場合、入場を拒否する権利を有する。

反社会的勢力の排除 主催者は、発表者が暴力、威力や詐欺的手法等を駆使して経済的利益を追求する集団に属している場合、または個人に該当する場合（いわゆる反社会的勢力）、また発表者自らまたは第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為をした場合には、催告なく本契約を解除することができる。①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計または威力を用いて主催者および他発表者の信用を毀損、または業務妨害をする行為 ⑤その他前各号に準ずる行為

展示会の中止 本展示会が開催される土地建物が入場に不適当と主催者が判断した場合、または本契約書に基づく本展示会の開催または主催者の履行が「不可抗力的原因」で妨害されたと主催者が判断した場合には、主催者は本契約書に基づく契約または本展示会（またはその一部）を中止することがある。主催者は「不可抗力的原因」によって生じる遅延、損害、損失、費用の増加、その他の不利な事態については責任を負わないものとする。本項でいう「不可抗力的原因」とは、火災、洪水、風害、疫病、地震、爆発、その他の事故および事件、海岸封鎖、輸出入禁止、悪天候、政府および官公庁、地方公共団体による規制または命令、公敵による行為、暴動または内乱、テロ行為、ストライキ、ロックアウト、ボイコット、その他の労働争議、十分な人員の確保不能、適切な輸送設備の欠乏・損傷または欠陥、さらに、立法的、行政的、司法的、または合憲的、違憲的の如何を問わず、国および地方公共団体等の法律、政令、条例、規則、命令、通達、決定による必要物資・器材の入手不能、没収、徴収の場合をいう。なお、主催者は、「不可抗力的原因」によって、本契約書に基づく契約または本展示会（またはその一部）を中止した場合は、発表料金の消費税込合計金額の60%の金額を返済し、残額は返済しないものとする。主催者が「不可抗力的原因」によって、本展示会を延期した場合は、発表者は、発表契約を解約して、発表料金の消費税込合計金額の60%の金額の返済を受けるか、延期された展示会に出展するかのをいずれかを選択できるものとする。なお、主催者は発表料金の消費税込合計金額の60%の金額の返済以外の責任を負わない。

損害責任 主催者および本展示会に関連して主催者に雇用されている、または提携している一切の会社、団体、個人等は、火災、盗難、その他一切の原因によって、発表者や発表者に雇用されている、または提携している一切の会社、団体、個人、公衆、その他の第三者が受ける事故、または傷害を含む一切の損害に対して責任を負わないものとする。主催者は、発表者の所有物の破損、損失、損害に対しては責任を負わないものとする。発表者は、発表者に雇用されている、または提携している一切の会社、団体、個人等の不注意、その他によって生じた本展示会の建築物、または設備に対する損害、その他一切の損害に対して、直ちに賠償するものとする。

主催者は、展示会招待券、展示会ウェブサイト、展示会場案内図、その他のプロモーション用資料等の中に偶発的に生じた誤字、脱字等に対して責任を負わないものとする。

個人情報の取り扱い 主催者は、発表関係者の個人情報を、本展示会の開催にあたって必要な情報のやりとりのために使用できるものとする。また、主催者は、発表関係者に対し、本展示会および主催者の開催する他展示会の広告宣伝のための電子メールおよびその他の広告宣伝物を送信することができる。なお、発表関係者は、主催者が指定する協力会社および本展示会の取材・特集企画を行う業界紙誌に、主催者が必要と認めた場合、発表関係者の個人情報を提供することに同意するものとする。